

平成15年9月19日(金曜日)第3回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第3回定例会

平成15年9月19日(金)

午前10時00分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成14年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 2 認第 2号 平成14年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 3 議第38号 平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 4 議第39号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 5 議第40号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 6 議第41号 平成15年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 7 議第42号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 8 議第43号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- ” 9 議第44号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- ” 10 議第45号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- ” 11 議第46号 寒河江市法定外公共物管理条例の制定について
- ” 12 議第47号 損害賠償の額を定めることについて
- ” 13 議第48号 字の区域及び名称の変更について
- ” 14 請願第3号 WTO農業交渉に関する意見書提出の請願
- ” 15 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- (5) 決算特別委員長報告
- ” 16 質疑、討論、採決
- ” 17 議会案第7号 市町村合併問題検討特別委員会の設置について
- ” 18 議案説明
- ” 19 委員会付託
- ” 20 質疑、討論、採決
- ” 21 市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選について
- ” 22 市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- ” 23 議員派遣の件
- 閉 会

平成15年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開

午前 10 時 00 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、9月1日及び9月17日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第 1、認第 1 号から日程第 14、請願第 3 号まで、14 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第 15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10 番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 7 名中 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は議第 42 号、議第 43 号、議第 44 号及び議第 48 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 42 号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 43 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 44 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 48 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「字の変更の予算はかなりかかるのか」との問いがあり、当局から「今回予算は必要はありません。ただし、地番の変更を伴うところは法務局の図面修正が必要となり、相当の金がかかるのではないかと思います」との答弁がなされました。

議第 48 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8 番石川文教厚生委員長。

〔石川忠義文教厚生委員長 登壇〕

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から議会第 4 会議室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 39 号、議第 40 号、議第 41 号、議第 47 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 39 号平成 15 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 39 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 40 号平成 15 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「負担金等の返還はなぜ生じたのか」との問いがあり、当局より「介護保険会計は、あらかじめ年度の給付金を見込んで、国庫及び支払基金から負担金の前払いを受け、後で過不足を調整して精算することとなっており、平成 14 年度分については、給付見込額よりも給付額が少なくなったため、その結果国の負担分も少なくなり返還するものです。支払基金についても同様です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 40 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 41 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「医療器械を導入する際、メンテナンスについての契約はどのようになっているのか」との問いがあり、当局より「大がかりな医療器械については保守点検とセットになっており、当初予算に保守点検料を計上し委託契約を結んで点検を行っております。今回の場合も、更新前の器械について 1 年間分の保守点検料を見込んでおり、更新の際、残りの分については新しい器械の保守点検料に充てております」との答弁がありました。

また、委員より「医療器械購入の際の業者選定はどのようにしているのか」との問いがあり、当局より「病院内に医療機器選定委員会を設けており、委員会で機器の選定、決定を行い、それから入札する形をとっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 41 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 47 号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 47 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11 番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 12 日午前 9 時 30 分から議会図書室において委員 7 名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 45 号、議第 46 号、請願第 3 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 45 号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 45 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 46 号寒河江市法定外公共物管理条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「里道、水路について具体的にどのようなところが市に任されるのか」との問いがあり、当局より「市道、県道、国道以外の道路、字切り図上の無地番、地番のない農道、里道などが道路として該当します。水路につきましては無地番の水路、農業用水路などが該当します」との答弁がありました。

委員より「年度ごとの申請地区について」の問いがあり、当局より「平成 14 年度は南部、本町、西根、柴橋、三泉、高松地区で、平成 15 年度は中郷、平塩の山間部、松川、醍醐、白岩地区で、田代、幸生地区は平成 16 年度の予定です」との答弁がありました。

議第 46 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 3 号 W T O 農業交渉に関する意見書提出の請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見等について申し上げます。

委員より「日本の農業を守るためにも、また農業以外の多面的な環境とか農林水産業の役割を考えれば採択すべき」との意見がありました。

委員より「請願の願意は理解できるが、現在 W T O の協議の真っ最中であり、W T O 交渉に臨む請願としては時期を逸したのではないか」との意見がありました。

委員より「願意は願意として提出すべき」との意見がありました。

委員より「今回の W T O 交渉を見守って、継続して審査していくべきではないのか」との意見がありました。

途中一たん休憩し意見交換を行った後、会議を再開しましたが、委員より継続審査の要求がありましたので、継続審査について諮ったところ、請願第 3 号は多数をもって継続審査にすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14 番高橋予算特別委員長。

〔高橋秀治予算特別委員長 登壇〕

高橋秀治予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月4日午前10時2分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第38号平成15年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)であります。

議第38号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

1. 緊急地域雇用創出特別基金事業補助金の内容について、1. 地方交付税に特定財源は入っているのか、1. 障害児の関係と樹木管理の関係で、何人の雇用創出が見込まれるのか、1. 歳入歳出の財源内訳について、1. 冷夏に伴う米への対策の市の方針について、1. 交付税に措置されたクリーンセンターの分担金について、1. 中国訪問旅費、姉妹都市ギレスン市訪問旅費について、などの質疑があり、当局よりそれぞれの答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月19日午前9時30分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第38号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。18 番内藤決算特別委員長。

〔内藤 明決算特別委員長 登壇〕

内藤 明決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本特別委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 19 名中 18 名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 1 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第 2 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての 2 案件であります。

認第 1 号及び認第 2 号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 1 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1 . 内科の病床利用率がアップしていることを受け、どう考えているかについて、1 . 今後の医師確保についてどう考えるかについて、1 . 後発医薬品の使用の具体的取り組みと実績について、1 . 平成 14 年度の患者総数から見た寒河江西村山地域における市町ごとの人数、構成について、1 . 派遣医師を病院の医師としてカウントする基準について、1 . 県内公立病院で必要とする医師数と山大の医局で抱えている医師数について、1 . 投薬等での間違いの有無と件数について、1 . 患者が手術中において脳梗塞、脳溢血、心筋梗塞等になった場合の対応と、そうしたケースの有無についてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 1 号は、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 2 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1 . 平野山の貯水タンクが従来の工法と違うステンレスで作られたが、そのメリットとデメリットについて、1 . 水道のメーター器で談合の問題が取りざたされているが、そうした業者が納めているかについて、1 . うまい水として水道水を分析することについて、1 . 決算剰余金で借入れの繰上償還、借りかえ等の措置がとれないかについてなどの質疑に対して、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 2 号は、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 16、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

申しあげます。

議員の皆さん、質疑がありませんという意思表示だけをきちんとしてください。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第 38 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 38 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 38 号は原案のとおり可決されました。

議第 39 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 39 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 39 号は原案のとおり可決されました。

議第 40 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 40 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 40 号は原案のとおり可決されました。

議第 41 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 41 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 41 号は原案のとおり可決されました。

議第 42 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 42 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 42 号は原案のとおり可決されました。

議第 43 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 43 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 43 号は原案のとおり可決されました。

議第 44 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 44 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 44 号は原案のとおり可決されました。

議第 45 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 45 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 45 号は原案のとおり可決されました。

議第 46 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 46 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 46 号は原案のとおり可決されました。

議第 47 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 47 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

議第 48 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

請願第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第3号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については建設経済委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設経済委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第 17、議会案第 7 号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第 18、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 7 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第 19、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 7 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第 20、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 7 号は原案のとおり可決されました。

これより、ただいま設置されました市町村合併問題検討特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

市町村合併問題検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

それでは、議席順に指名申し上げます。

佐藤 毅議員、石川忠義議員、柏倉信一議員、高橋勝文議員、伊藤忠男議員、川越孝男議員、遠藤聖作議員、以上 7 名を指名いたします。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、市町村合併問題検討特別委員会委員に選任することに決しました。

市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選について

佐竹敬一議長 日程第 21、市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選についてであります。

これより市町村合併問題検討特別委員会を招集いたします。

招集場所は、市議会第 2 会議室といたします。

正副委員長の互選を行っていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 45 分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成 15 年 9 月第 3 回定例会

市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選結果報告について

佐竹敬一議長 日程第 22、市町村合併問題検討特別委員会正副委員長の互選結果報告であります。
特別委員会正副委員長の互選結果が手元に参っておりますので報告いたします。

市町村合併問題検討特別委員会委員長に高橋勝文議員、副委員長に佐藤 毅議員、以上でございます。

議員派遣の件

佐竹敬一議長 日程第 23、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

閉 会

午前 10 時 46 分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成 15 年第 3 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 松 田 孝

同 上 内 藤 明